



### 株式会社恵問題から見る地域課題

2023年9月に株式会社恵が運営する「グループホームふわふわ」で食材費を利用者から過大に請求していたことが報道された。その後、過大請求だけでなく、サービス費の不正受給等、さまざまな不正が明らかになっている。現時点（2024年8月）で判明しているだけでも、食材費の過大請求が2億円超、サービス費の不正請求が6億円超の不正と報道されている。

その後、厚生労働省は組織的な関与が認められるとして、障害者総合支援法に規定される「連座制」を適用した。これにより恵の運営する全国99の事業所（全104事業所のうち指定取り消し処分を受けた5事業所を除く）は指定更新ができなくなり、事実上、今後すべての事業所の運営が不可能になる。一連の騒動で影響を受ける利用者は約2000人近くとされている。

私が所属している、きょうされん愛知支部では、2023年11月に全国福祉保育労働組合東海地方本部、愛知県障害者児の生活と権利を守る連絡協議会の三団体で、この問題に関する相談フォームを立ち上げた。

フォームには現時点で200件近い相談が寄せられている。「やっと見つけたグループホーム（以下GHと表記）なのに、裏切られた」「日常的な虐待行為がある。早く指導に入ってほしい」などの切実な声がたくさんフォームに書き込まれていた。

#### 福祉の市場化問題

今回、恵が起こした問題を「一企業だけの問題」としてとらえては、問題の本質が見てこない。特に問題の要因の一つに、2006年に施行された自立支援法によって、指定要件を満たせば営利企業が参入できるようになったことを押さえておく必要がある。これを機に多くの民間事業者が増え、営利企業やNPO法人等の多様な供給主体が拡大している。今では営利法人が非営利法人を上回る数となっている。当時、国が営利法人に障害福祉参入の門戸を開いた理由として「利用者が選択できる環境をつくる」「サービス提供主体を拡大して量を増やすことで競争原理が働き、質の向上につながる」をあげていた。福祉サービスの市場化によってサービスの質と量の問題を解決すると説明していた。

しかし、実際は国の思惑とちがった状況が起こっている。市場化によって確かに事業所数は大幅に増加した。しかし、障害者が安心して選択できる環境になったかと問われると、「否」と答えざるをえない。そもそも、福祉サービスの市場化は均一な支援の質が提供されることを前提とされていない。サービスの質にちがいがあることを前提に、より質の高い支援が提供できる事業所が生き残れることを目的としている。つまり「選ばれなければ淘汰される」とい

う競争原理の考えが根底にあることを押さえておく必要がある。しかし、障害者、家族が選択する段階において、自分にあった質の高い専門的支援が提供されるのかどうかを判断することは非常に困難だと言える。実際「他害や強いこだわりを理由に退所を迫られた」「思っていた支援が提供されない」等の声を家族からよく聞く。

今回の恵問題でお話を聞かせていただいた家族からも「最初は、職員から困ったことがあれば何でも相談してほしい。わからないことがあれば質問してほしいと言われたが、入居後に疑問に思うことがあっても、はぐらかされる、応えてくれない等の対応が多い」「安心して過ごせる場所だと感じた。だからこそ裏切られた気持ち」と複数の方から聞いた。

同時に、被害にあった家族、当事者に対して「自分で選択したのだから、しょうがない」等の自己責任の論理が働いている風潮にも疑問を感じる。福祉の市場化によって、障害当事者が消費される対象となり、権利がサービスに置き換えられてしまっている。本来、福祉は憲法に規定された基本的人権の保障を基礎とした制度であったはずだ。障害のある人の権利保障がサービス、個人責任となっていることで、さまざまな矛盾が地域の中で生じている。

#### 不平等の拡大



三団体で恵問題の記者会見をした

市場化が進むことにより、公的責任による福祉サービスが後退していることも大きな課題だ。本来、福祉が対象とする当事者が抱えている生活問題は、単に個人の生活問題というだけでなく、社会問題も内包している。引きこもり等の社会的孤立や強度行動障害などは、生活過程において引き起こされる、社会問題が深く関係している。公的福祉サービスはこうした社会的問題に対して支援する役割を担っている。しかし、いま、地域では公的責任が後退していることで、この役割をどこが果たしていくのか曖昧な状況となっている。また、営利法人がこうした社会的課題に積極的にとりくんでいくかというと、営利法人の事業特性、制度的な課題を含め疑問を感じる。

いま、地域では、どこの福祉サービスにつながるかによって、障害者、家族の人生を大きく左右してしまうような不平等の拡大が起きている。株式会社恵の問題はその象徴的な事象といえる。障害者権利条約19条に示されているように、他の者との平等を基礎とし、どこで誰と暮らすかの自由を保障できる制度的な転換がいま、求められているのではないかと思う。

ゆたか福祉会、きょうされん愛知支部事務局長  
今治信一郎